

過疎地域における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第七号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

（過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第一条 過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年九月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十二年法律第十五号」の下に「。以下「法」という。」を、「以下」の下に「この条、次条第一項第二号及び第三条第二項において」を加える。

第二条第一項第一号中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号（ロに係る部分に限る。）又は同法第四十五条第一項の表の第一号（ロに係る部分に限る。）の規定の適用を受ける設備」を「前条の法第二条第一項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第三十三条第一項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号の第二欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第一項の表の第一号の第三欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第三欄の規定の適用を受けるもの」に改める。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第二条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十一年十二月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業」の下に「又は旅館業（下宿営業を除く。）」を加える。

第二条中「区域内」の下に「の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十三項又は第二十八条の九第十四項に規定する地区」を加え、「第十二条第一項」を「第十二条第三項」に、「第四十五条第一項」を「第四十五条第二項」に、「二千七百万円を超えるもの」を「五百万円（資本金の額又は出資金の額が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額又は出資金の額

が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。)以上のもの」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例の規定は、平成二十五年四月一日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

3 平成二十五年四月一日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に事業税又は不動産取得税の申告期限が到来した者に係る課税免除の申請期限は、第一条の規定による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例第五条の規定にかかわらず、施行日から起算して一月を経過した日とする。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第二条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、平成二十五年四月一日以後に新設され、又は増設される設備であつて租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第六条の三第十二項又は第二十八条の九第十三項に規定する市町村長の確認を受けたもの(以下「確認済設備」という。)について適用し、同日から施行日の前日までの間に新設され、又は増設された設備であつて確認済設備以外のものについては、なお従前の例による。

5 平成二十五年四月一日から施行日の前日までの間に事業税又は不動産取得税の申告期限が到来した者に係る不均一課税の申請期限は、第二条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第五条の規定にかかわらず、施行日から起算して一月を経過した日とする。